佐地町報

発行所 徳地町役場
発行者 徳地町介護
坂本省吾
編集兼印刷所 今村印刷所

巣山地区の分離
鹿野町へ合併を議決
徳地町議会

第3回徳地町臨時議会は十月五日午前九時より出張公民館に於て開催せられ、出席議員二十九名欠席一名町側より伊藤町長、坂本、長岡両助役、各参与出席のもと町長提出の次の議案について提案の趣旨説明の後何れも原案通り可決定しました。

今次議会の特色は、兼ねてより懸案となっていた巣山地区を分離して正式に鹿野町へ編入する事の議決がなされた事であるが、それには巣山地区にある山林の区域を切りはなして、徳地町の行政区域として、残る巣山地区を鹿野町に編入する事にしたならば、将来の両町の融和上に於ても益するところが多いとする議員提出の希望条件を附して可決したことであります。

今一つは、県下で目下注目の的となっている徳地町と和田村の合併促進に関して、町議会としても別項のような決議を採択した事によって、町民各層を代表した町議会がこの問題について全町民の与論を背景に重大な意志表示をなしたものとみられていますし当局の指導方針と完全にマッチしたところに重大意義と作用があるものといえましょう。

◎議案第一号 徳地町の区域変更について
◎議案第二号 都濃郡鹿野町へ編入合併する巣山地区の財産処分に関する協議について
◎議案第三号 佐波郡徳地町の一部を都濃郡鹿野町に編入するに当り協定事項を定めることについて
◎議案第四号 吉佐養老院秋楽園の名称変更承認について
◎議案第五号 中央農業共済組合規約制定について
◎議案第六号 仁保津小学校清涼寺分校増築について
◎議案第七号 昭和三十年度徳地町（一般会計）歳入歳出予算追加更正予算について
◎議案第八号 徳地町印鑑条例制定について
◎議案第九号 町有林立木売却につき町議会の承認を求めることについて

徳地町と和田村の町村合併促進に關する決議

さきに徳地町は県当局及県町村合併促進審議会の指示に従って、六ヶ村合併の前提のもとに五ヶ村合併をしたのであるが、その後和田村は部議で隣接町村と飛地合併をせんとしている。

これに対し本町としてはあくまで当初県の公約せられた和田村を含む六ヶ村の町村合併をすることが、適切であり且つ住民の福祉増進となるの策であるから、県当局及県町村合併促進審議会は当初計画の通り、徳地町と和田村の合併を早急に達成せらるべきものである。

右決議する

昭和三十年十月五日

徳地町議会議員全員

解説
地方税法の一部改正
公給領収証制度の新設など

第二十二通常国会で地方税法の一部が改正せられ、八月一日から施行せられましたので、その主なものを紹介致しましょう。

◎給与所得者の税金の納入を有価証券で売渡することができるようになりました。
◎延滞加算金、還付加算金が三割に引下げられました。
◎事業税の基礎控除が年十二万円に引きあげられました。
◎不動産取得税の免税点が、土地の取得では一万円、家屋の取得のうち建築物については一戸につき十万円、その外のものについては一戸につき五万円の免税点に改められました。
◎遊興飲食税に公給領収書制度が引き用せられ又その税率が引きあげられました。
◎市町村民税の納税義務者のうち給与所得者は原則として特別徴収することになりました。

但し場合はその外に所得がある場合もあわせて特別徴収する事もできます。

しかし納税義務者が特別徴収を望まない場合はその旨を六月三十日までに申出ることに改められました。

◎市町村民税のうち法人税割の税率が引上げられました。
◎土地や家に対して課せられる固定資産税の課税標準が基準年度によることにきまりました。

この基準年度は昭和三十一年度及昭和三十三年度とすることになりました。

◎固定資産のうちの住宅用資産の免税点が十万円に引上げられました。

この外、税務の簡素化のため、一定の場合に於ける申告書の提出を省略する事、税務署長の行う調査の範囲を拡張する事、税務署長の行う更正又は決定の期間を延長する事、税務署長の行う更正又は決定の期間を延長する事、税務署長の行う更正又は決定の期間を延長

あなたを守る 国民健康保険のあらまし

国民健康保険とは「全国民の健康を保障し生活の安定をはかる制度」のことです。

国民健康保険は相互共済の精神を基としてつくられた社会保障制度であります。私達の生活の中で不時の失費として最も負担の重い医療費を保険の仕組で軽くする方法です。

平素その人の能力に応じた保険税をかけておいて、病気やけがの時、気易く治療出来る制度です。

勤め人にはそれぞれ共済組合など医療給付がありますが一般国民に対しては、昔は何の保障もなかつたのです。

一般国民を病気から守つて安心して働いて頂くことのできるようにするのが、この制度の目的です。

国民健康保険はなぜ必要か

一家の繁栄はまづ健康からということは、今も昔も変りありませんが、私達人間はお互に生身であつて、いつどこで病気やけがをするかわかりません。

病気やけがの時の必要な医療費は思わぬ時に高額のお金がかかるため、いろいろ困難がおこります。

長い間病気すると、家計はますます苦しくなり、万一に備えた虎の子の貯金も使い果した上、借金したり、財産を手離したり、お医者さんに不義理をしたり、手当がおくれて取返しのつかない、不幸なことがおこることもあります。

そこで、平素から保険税をかけておき、病気などの時安心して治療できるようにする制度がこの国民健康保険の制度です。

◆保険者と被保険者

保険の経営主体は町です。

町は経営主体となり、条例を定めて、保険給付その他一切の事務を行うのです。

◆被保険者は町の区域内(現在は旧出雲及八坂地区)の世帯主及その世帯に属するもの。

但これには若干の例外があります。

いくら町長がこの制度の実施のために熱意をもつて努力しても、住民全部が協力してゆかないと、よい制度も運営が困難になります。

この制度は相扶共済の精神が基となつてできていますから、お互によく社会の現況をわきまえ、一致協力して明るい家庭とすみよい町つくりのために、協力してゆこうではありませんか。(国保係)

解説

医薬分業とは 來年四月から実施

医療の合理的能率的運営に一歩前進

今年八月に、医師法、歯科医師法、薬事法の一部が改正され、来年四月からいわゆる医薬分業が行われることになりました。

この制度のあらまし

一、皆さんが病気やけがなどして、医師、歯科医師にみてもらわれた場合、そのお医者さんが治療のとき、皆さんに薬をあげる必要があると認めた時は、薬をくれずに、処方せんを書いてくれます。

二、薬は、医師、歯科医師にもらつたその処方せんで、薬局の薬剤師から調剤してもらうのです。

もつとも皆さんが、みてもらつたお医者さんから薬がもらいたい時はそう言えば、そのお医者さんからでも薬をもらうことができます。

医薬分業が行われるに当つては、処方せんの交付ということが重要な要素であつて、お医者さんは薬をくれないで処方せんをくれると申しましたが、次のような場合には処方せんをくれません。

すなわち処方せんを出すと患者の治療上支障がある場合や、薬剤師に調剤してもらうことがいろいろの事情でむづかしい場合です。

このような場合には、お医者さんは処方せんをくれないで、自分で調剤した薬をくれます。

従つてこの医薬分業の制度では、お医者さんの処方せんで薬局の薬剤師から調剤してもらおうが、お医者さんから薬をもらおうが、それは皆さんの自由ですから、現在よりも皆さんの立場はより自由であるわけです。

今迄のなれた制度から新しい制度に変ることは、なれるまでの間とかく面倒に感じ易いものですが、皆さんの充分の理解と御協力を願います。

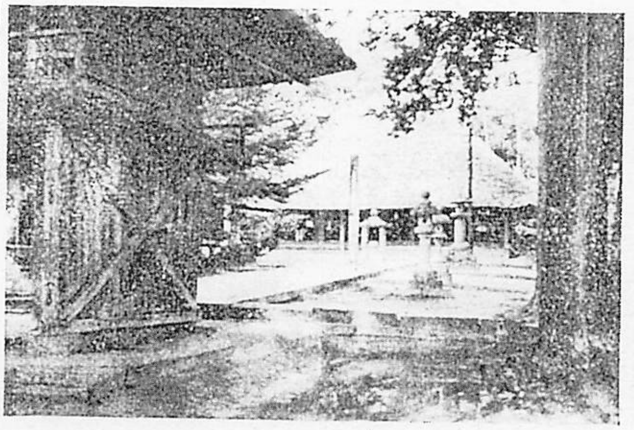

名所古蹟めぐりの記

月輪寺の薬師堂

重要文化財(旧国宝)の巻

徳地町

山陽本線三田尻駅より分れる防石鉄道の終点堀駅に降りるとここは大徳地町の表玄関堀の町です。

この堀より防長バスで約三十分島地川にそおて遡れば、約六粁の地点にあります。

上村の薬師さんとして、近郷近在に有名なものですが、一面県下の重要文化財(前は国宝といつていました)の中でも建造物としては代表的なもので、昭和二十五年八月二十九日に指定されたものです。

寺伝によりますと、文治年間(一一八五~一一八九)に東大寺の大勧進として、俊乗坊重源上人が、時の太政大臣藤原兼実の協力を得て、もと串地区にあつたものを、現在の地に再興したものということです。

藤原兼実は俗に月輪関白と呼ばれていたので、寺名の月輪寺もこれに基くものでありましよう。

桁行五間、梁間四間、一重屋根寄棟造のかや葺建物で内外両陣に分れています。内陣は三間二面、須弥壇は三間通し作りで、両面、素朴簡素ではありますが、全体の均整はよくとれていて、よく鎌倉時代の質実剛健な気風があらわれているようです。

現在県下でも最も古い建造物ではないかと考えられているそおです。

後世に相当の改修が加えられているのも認められますが内陣はほとんど当初のままに保存せられているということです。

柱上の斗栱は大斗肘木という簡素な組上ですが、よく鎌倉時代の特色をあらわしているそうです。

江戸幕府時代に数度の修理が行われ宝永七年(一七〇四)明和三年(一七六四)に修理の棟札が現存していて、薬師堂と共に、重要文化財に指定されていますが、これは後世の改変を知る唯一の資料となるからだそうです。

なお厨子は室町時代の唐様式の特徴を表わす代表的なもので、よく完備保存せられていて、貴重な資料として珍重せられています。

◎註 斗栱(ときよう) 柱の上部にあつて軒を支える装置で、斗組又は組物ともいいます。

柱に接する部分を大斗という、大斗の上にあつて腕のように前又は左右に突出した横材を栱(肘木)といい、その上にのつている四角の材を斗といいます。

この斗と栱を交互に組合せ次第に前に突出さして軒を支えることができるわけです。

明るい生活 県民運動

結婚改善で明るい生活を打ち立てよう

さわやかな秋をむかえ、豊年万作のうれしい中に、結婚シーズンが訪れました。

結婚の改善は明るい生活県民運動の重要な一項目ですが特に大切なことはただ式の改善だけであつてはならないということです。

勿論式の改善で、経済的節約は大きなものがありますがその前に結婚の意義をもう一度考え直すことが必要です。

正しい結婚観の確立

結婚は一男一女が終生協力して生活を共にするために結合するものです。

そこで式に至るまでに正しい人間観に立つた男女の相互理解、新しい家族制度のあり方について親子の自己啓蒙優生学の立場からみた純潔の保持など特に必要です。

ここからはじめて正しい結婚観に立つ意義深い結婚式もおのづから生れて来ると思います。

青年男女、両親、近隣の方々の開眼によつて、ほんとうに「自分たち二人のための〟見栄や外聞や義理にしばられない結婚によつて、明るい力強い家庭をつくりあげましよう。

みんな手をとつて

この運動は一町村、一部落だけでは実行困難でしよう。去る八月県連合婦人会では次の申合せを決め全県だれでもやれるようにしています。

結婚改善申合わせ事項　山口県連合婦人会

一、婚約にあたつては、相互に健康診断書を交換することただし保健所を通じて
二、結納は一万円以内とし、お返しはしないこと
三、式服は新調しないでありあわせ、または借衣裳ですませること
四、挙式と仝時に入籍の届出をすること
五、調度品は飾らぬこと
六、式は厳しくにし、披露宴は簡素にする
七、結婚后の里方からの諸祝は全廃すること

以上は県連婦として県下共通の基準を示したもので、この申し合わせの実施に当つては各地区において、推進委員会(男子を含む)を設けその実践遂行に努力すること。

町内をおそつた 22号台風禍

ダムの威力發揮

さる九月三十日県下をおそつた台風二十二号は、物凄い豪雨を伴つて河水も相当はんらんしましたが、佐波川ダムのお蔭で、洪水による被害は最少限度にすみました。

それでも町内全般では、家の全半壊九戸、非住家一四棟床下浸水二〇、道路の損壊一二箇所、堤防損壊五箇所、橋流失一、山崩三箇所、冠水田五〇町、その他学校関係の被害も若干あり、稲の倒伏は甚大なものがありますが、この影響が収穫に重大な作用をしないようにと、祈る気持は皆同じでしよう。

山口県社会福祉協議会では全壊住家四件について、早速災家慰問金一封あて送られました。

徳地町及徳地町社会福祉協議会では、半壊家屋に対しても若干のお見舞金をお送り致しました。

このことは平素の県民、町民の皆様の温いお気持からなる共同募金などの中から送られたもので、罹災者の方々は勿論周囲の方々からも感謝され、人の情の温かさは、事ある度に身にしみて喜ばれ、しらずしらずのうちに、又立ちあがる勇気も湧くのです。

(写真は梶畑附近の道路災害状況)

★ ★ ★

公民館だより

結婚式 第一号挙行

旧来の因習にとらわれない徳地町発足后初の公民館結婚式が去る十月七日の大安日にいとも厳かに行われました。

新郎は有近惇夫氏(堀)
新婦は今井光子嬢(柳井市)

式は神式で双方の関係者に神職、館長を加えて十七名で、儀式は僅か四五分ですみ、式後は簡素な仕出し料理で、なごやかな披露宴を催し、新しい人生へのスタートが踏み出されました。

御両人の前途の御多幸を祈るや切。

短信

◆上村保育園の発足

去る九月十日落成した島地区の上村保育園は、十月一日から、県下でも有数の理想的な組織で発足しました。

定員三〇名収容能力五〇名で、初代園長には衆望をになつて池田一弼氏が就任されました。

× × ×

◆八坂地区に郷軍会の結成をみる。

道義の復興によつて外来文化を調和し、時局匡救の先駆となり、真の独立日本の再建に寄与する目的をもつて、去る九月二十三日郷軍会が結成されました。

会長に山本佐一氏が就任され会員一八六名です。

× × ×

◆恩給法など改正

恩給法、戦傷病者遺族等援護法、未帰還者留守家族等援護法などが改正せられ、旧軍人普通恩給、遺族年金、戦傷病関係恩給、遺族年金、弔慰金などがかわりましたから、該当のお方は町役場又は各支所えお問合せ下さるように、係では望んで居ります。

× × ×

◆受信機の故障修理所開設

防府放送局の無料ラジオ巡回相談所が開かれますから、どしどし御利用下さるよう放送局ではのぞんでいます。

十月廿七日　大原郵便局
十月廿八日　八坂支所
十月廿九日　伊賀地小学校